

投票へ行こう！参議院議員選挙

投票日は7月29日(日) 午前7時～午後8時

第21回参議院議員選挙は、
7月12日公示、7月29日が投票日です

7月28日に任期満了となる参議院議員を、選挙区選挙と比例代表選挙の2つの選挙で選びます。
選挙区選挙は、都道府県が選挙区の単位となっており、東京都選出選挙区は、5人の候補者を選びます。
比例代表選挙は、政党等が届け出た候補者の氏名または政党名を記入し投票します。国政を託す人を選ぶ大切な選挙です。必ず投票しましょう。

＊投票できる方＊

すでに市の選挙人名簿に登録されている方
昭和62年7月30日以前に生まれた方で、4月11日以前に転入届をし、引き続き住民登録をされている方
在外選挙人証を交付されている方（必ず在外選挙人証を持参してください）
在外選挙制度の郵便等投票を選ばれた方は、すでに郵送されている投票用紙等関係書類一式を返還された場合に限り、国内で投票することができます。
在外選挙人は指定在外選挙投票区（第19投票区 西東京市役所保谷庁舎）が投票所です。それ以外では投票できません。

＊最近住所を移した方＊

4月12日以降に当市に転入届を出された方は、当市では投票できません。前住所地の選挙管理委員会に選挙人名簿登録の有無を確認のうえ、投票してください。
当市を転出した方でも、西東京市の選挙人名簿に登録されていたれば投票できます。
市内で転居し、6月23日以降に届け出をした方は、転居前の住所の投票所になりますので注意してください。

＊期日前投票・不在者投票＊

投票日当日に、仕事・旅行・病気等の理由で、投票所に行けないと見込まれる方は、期日前投票ができます。
投票日当日または期日前投票期間中に選挙権を取得する方で、投票する日に選挙権を取得していない場合は、不在者投票になります。
時 7月13日(金)～7月28日(土)の毎日(土・日曜日、祝日を含む)
午前8時30分～午後8時
場 市役所田無庁舎2階203市民会議室
市役所保谷東分庁舎地下第1会議室B
いずれの期日前投票所・不在者投票所でも投票できます。
在外選挙人の期日前投票・不在者投票は、市役所保谷東分庁舎地下第1会議室Bのみにあります。

□持ち物 投票所入場整理券（届いている場合）
在外選挙人は在外選挙人証のほか、投票できる方に注意してください。
公示日の7月12日は、期日前投票・不在者投票はできません。
仕事・旅行等で市外に滞在する方は、滞在地の選挙管理委員会では不在者投票ができます。早めに西東京市選挙管理委員会あてに不在者投票用紙等の請求をしてください。（請求用紙は最寄りの選挙管理委員会にもあります。）投票用紙等を受領の後、お早めに滞在地の選挙管理委員会にて投票してください。

＊指定病院等での不在者投票＊

不在者投票の指定を受けた施設である病院・老人ホーム等の施設に入院されている方は、その施設内で不在者投票ができます。お早めに施設の方に申し出てください。

【市内の不在者投票指定施設】

〔指定病院〕7箇所
・佐々総合病院・山田病院
・田無病院・西東京中央総合病院
・保谷厚生病院・エバグリーン田無
・ハートフル田無
〔指定老人ホーム〕11箇所
・健光園・フローラ田無
・クレイン・サンメール尚和
・緑寿園・東京老人ホーム
・東京老人ホーム泉寮
・保谷苑・グリーンロード
・めぐみ園・ベストライフ西東京



＊郵便等投票＊

身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険被保険証をお持ちで、表1のいずれかに該当し、「郵便等投票証明書」の交付を受けている方は、自宅等で

郵便等による不在者投票ができます。
表1

障害等の区分	障害等の程度	
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能	1級もしくは2級
	心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	1級もしくは3級
	免疫	1級から3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹、移動機能	特別項症から第2項症
	心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	特別項症から第3項症
介護保険の被保険者証	要介護状態区分が要介護5	

すでに「郵便投票証明書」の交付を受けている方の、投票用紙等請求期限は、投票日の4日前（7月25日）までです。詳細は、選挙管理委員会にお問い合わせください。

＊代理記載制度＊

郵便等投票ができる方のうち、下表2のいずれかに該当し、自ら投票の記載をすることができない方は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た方に代理記載をしてもらうことができます。

表2

障害等の区分	障害等の程度	
身体障害者手帳	上肢もしくは視覚	1級
	上肢もしくは視覚	特別項症から第2項症
戦傷病者手帳	上肢もしくは視覚	特別項症から第2項症

＊投票所入場整理券＊

選挙の案内と投票所での受け付けのための投票所入場整理券（同一家族4人まで記載）を7月12日から郵送します。ご自分の分を切り離し、投票所を確認のうえ、投票の際にお持ちください。
なお、紛失や届かなかった場合でも、選挙人名簿に登録されているれば投票できます。選挙管理委員会でお確かめください。
投票所への車での来所はご遠慮ください。

＊投票の方法＊

はじめに、東京都選出選挙の投票用紙（薄い黄色）が渡されます。候補者の氏名を1人だけはっきりと記入し、投票箱に入れてください。
つぎに、比例代表選出選挙の投票用紙（白色）が交付されます。比例名簿登載者の候補者の氏名または政党の名称もしくは略称を記入し、投票してください。

＊代理投票・点字投票＊

手や目等が不自由な方は、代理投票をすることができます。
投票所の係員に遠慮なく申し出てください。



＊選挙公報＊

東京都選出選挙公報と比例代表選出選挙公報を、投票日の2日前までに各家庭に配布します。

＊開票の日時・場所＊

開票は、投票日当日の午後9時から西東京市スポーツセンター地下1階第1体育室（中町1-5-1）で行います。市の選挙人名簿に登録されている方は、参観できます。

＊開票速報＊

選挙当日、市ホームページ、携帯電話サイトで投票・開票の速報を行います。投票速報（東京都選出）は、午前8時15分ごろ（1時間ごと）開票速報（東京都選出）は、午後9時45分頃（30分ごと）の予定です。比例代表選出は、投開票とも確定のみです。
市HPアドレス、携帯電話サイトアドレスは、1面の最上部に記載してありますのでご利用ください。

選挙管理委員会事務局 ☎438-4090